

# 令和2年度（2020年度）八王子市私立幼稚園等園児等健康管理事業補助金 交付要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、園児及び教職員の健康の保持増進を図り、もって幼稚園教育の円滑な実施とその成果の確保に資する目的で、八王子市に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立幼稚園、幼稚園類似の幼児教育施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設（以下「私立幼稚園等」という。）が行う園児等健康管理事業に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （補助対象者）

第2条 次条に規定する補助対象事業を実施した私立幼稚園等の設置者とする。

## （補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、以下の各号に定める事業（以下これらを「健康管理事業」という。）とする。

- (1) 学校保健安全法第13条の規定に基づき、私立幼稚園等が行う園児の健康診断事業
- (2) 学校保健安全法第15条の規定に基づき、私立幼稚園等が行う教職員の健康診断事業
- (3) 学校保健安全法第23条の規定に基づき、園児の健康の保持増進を図るための事業（園医・園歯科医・園薬剤師委託等）
- (4) 学校保健安全法第6条の規定に基づき、園内の衛生環境を維持するための事業

## （補助金額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる園割り及び当該年度5月1日現在の实在園児数による園児割り（ただし、当該年度5月1日現在の实在園児数が園則に規定された定員園児数を超過する場合は、定員園児数によるものとする。）に区分して算定したものの合計額とする。ただし、健康管理事業の実施に要した経費を上限とする。

園割り	年間1園につき	90,000円
園児割り	年間園児1人につき	500円

## （補助対象経費）

第5条 前条に規定する「健康管理事業の実施に要した経費」とは、以下のとおりとする。

- (1) 園児の健康診断の実施に要した費用（第3条(1)関係）
- (2) 教職員の健康診断の実施に要した費用又は負担した費用（第3条(2)関係）
- (3) 園医・園歯科医・園薬剤師に支払う年間委託料（第3条(3)関係）
- (4) ネズミ・害虫駆除に要した費用及びプール、飲料水（井戸水を使用している場合に限る）の滅菌に要した費用（第3条(4)関係）
- (5) 園内の衛生環境を維持するために行った諸検査等に要した費用（第3条(4)関係）

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該年度3月に、補助金交付申請書(様式1)により市長に申請しなければならない。

(1) 補助金交付申請書には、補助申請額総括表兼実績報告書(様式2)及び領収書の写しを添えた経費支出明細書(様式3-1、様式3-2、様式3-3及び様式3-4)を添付しなければならない。

(2) 規則第6条に規定する申請書に記載すべき事項のうち、(2)のうちの「目的、内容及び効果」、(3)及び(4)については、省略することができる。

2 申請に際して、規則第6条に規定する事業計画書・予算書・収支計画書の添付は、省略することができる。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請を受けたときは、規則第7条の規定に基づき、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式4)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第8条 市長は、規則第15条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合は、規則第16条の規定に基づき補助金交付決定取消通知書(様式5)により申請者に通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて取消額の返還を命ずるものとする。

(手続の省略)

第9条 この補助金の交付については、規則第12条及び13条の手続を省略する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年(2020年)4月1日から適用する。